

議案第 1 号

平成 2 3 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）
入学者募集及び選抜方針について

平成 2 3 年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針について別紙のとおり提出します。

平成 2 2 年 5 月 2 7 日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成23年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

特別支援教育課

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜は、出願資格を有するもののうち入学希望者は全員入学を許可するものとする。

但し、鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜については、定員を設け、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合、その不足の生徒数について再募集を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児（皆生養護学校にあっては、4歳児又は5歳児）

(2) 高等部

中学校（特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成23年3月に卒業する見込みの者

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成23年3月に卒業する見込みの者

学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 日程等

| 学部・学科 | 幼稚部 （鳥取聾学校） （皆生養護学校） | 高等部 （鳥取盲学校保健理療科を 除く） | 高等部保健理療科 専攻科理療科 （鳥取盲学校） |
|-------|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 出願期間 | 平成23年2月17日（木）～21日（月） | | |
| 選抜方法 | 入学志願書等の提出書類の 審査、面接の結果 | 調査書等の提出書類の審査 面接の結果 | 調査書等の提出書類の審査 学力検査、面接の結果 |
| 検査 | 期日 | 平成23年3月3日（木） | |
| | 内容 | 面接等 | 諸検査・面接 |
| 合格発表 | 平成23年3月11日（金） | | |

諸検査とは、障がいに応じて各学校が作成する生徒の実態を把握するための検査である。

【例】基礎学力、作業能力、運動能力、コミュニケーション能力、社会性などのうちいずれかを検査する。

学力検査とは、障がいに応じて学校が作成する生徒の実態・能力を把握するための検査である。

4 再募集入学者選抜

| | | |
|------|----------------------------|---------------|
| 実施学科 | 高等部保健理療科、専攻科理療科（鳥取盲学校） | |
| 出願期間 | 平成23年3月16日（水）～17日（木） | |
| 選抜方法 | 調査書等の提出書類の審査 学力検査、面接の結果 | |
| 検査 | 期日 | 平成23年3月22日（火） |
| | 内容 | 学力検査・面接 |
| 合格発表 | 平成23年3月25日（金） | |